

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター会員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター定款（以下「定款」という。）第49条第4項の規定に基づき、会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が300人以下又は資本金3億円以下の法人及び個人事業所をいう。
- (2) 会員 第3条に規定する者のうち、第5条に定める入会手続を完了した者で、定款第49条に規定する者をいう。

(会員資格等)

第3条 会員になることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 静岡市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
- (2) 静岡市内に居住し、静岡市外の中小企業に勤務する勤労者
- (3) その他理事長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、会員になることができない。

- (1) 第15条の規定に基づき会員の地位を取消された者
- (2) 静岡市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に規定する暴力団関係者であることが明らかな場合
- (3) その他理事長が不適当と認めた者

(会員の種別)

第4条 公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の会員は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号会員 静岡市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主で、センターの目的に賛同して、事業主が一括して入会した会員
- (2) 2号会員 静岡市内の中小企業に勤務する勤労者で、勤務している事業所(以下「勤務先事業所」という。)が一括で入会していないため、センターの目的に賛同して個人で入会した会員。ただし、勤務先事業所が一括して入会した場合には、勤務先事業所の1号会員とみなす。
- (3) 3号会員 静岡市内に居住し、静岡市外の中小企業に勤務する勤労者で、センターの目的に賛同して個人で入会した会員
- (4) 4号会員 その他上記以外のもので、センターの目的に賛同して入会を希望し、理事長が適当と認め、個人で入会した会員

(入会の申込)

第5条 センターへ入会の申込みをしようとする者は、次に掲げる書類を、理事長に提出し

なければならない。ただし、2号会員、3号会員及び4号会員（以下「個人会員」という。）に該当する者は、

事業所登録カード（様式第2号）に代える個人加入登録カード（様式第4号）を提出しなければならない。

- (1) 入会申込書兼全福ネット慶弔共済契約同意書・共済金等代理受領委任状（様式第1号）
- (2) 事業所登録カード（様式第2号）
- (3) 会員登録カード（様式第3号）
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 入会の申込みは、法人及び個人事業主が当該対象者の人数分の入会金及び会費を添えて申込むものとする。ただし、個人会員は、本人が入会金と会費を添えて申込むものとする。

3 従業員の採用等の理由により、センターへの入会の申込みを追加しようとする法人及び個人事業主又は個人会員は、当該追加しようとする者について前2項の手続きをとらなければならない。この場合においては、第1項第2号に掲げる書類の添付は、省略するものとする。

（入会の承諾）

第6条 理事長は、前条の申込みに対し、適当と認め、入会の承諾を決定した時は、次に掲げる書類を当該法人及び個人事業主に交付するものとする。ただし、個人会員は本人に交付するものとする。

- (1) 入会承諾書（様式第6号）
- (2) 入会申込書兼全福ネット慶弔共済契約同意書・共済金等代理受領委任状（様式第1号）の写し
- (3) 会員証（様式第5号）

2 前項に規定する書類の交付を受けた法人及び個人事業主は、当該書類のうち会員証を速やかに会員に配布しなければならない。

（入会金）

第7条 センターの入会金は、1人につき500円とし、1号会員については、その全額を事業主が負担するものとする。

2 入会金は、第5条の申込みの際納入するものとする。

3 既納の入会金は、返還しないものとする。

（会費）

第8条 センターの会費は、1人1か月につき600円とし、1号会員については、少なくともその2分の1を事業主が負担するものとする。

2 会費は、四半期ごとに、各期の開始月の前月（3月、6月、9月及び12月。以下「納入月」という。）に納入するものとする。ただし、入会后最初の月分を含む当該期分の会費は、第5条に規定する申込みの際に納入しなければならない。

3 前項の規定による会費の納入は、当該月の15日（当日が金融機関の休業日にあつたと

きは、その翌営業日とする。)に、法人及び事業主にあつては法人及び事業主名義の金融機関の口座から、個人会員については、個人会員名義の金融機関の口座からの振替により行うものとする。

- 4 納入月の前月の末日までに事業所全員の退会にかかる退会届(様式第7号)を受領した時は、それ以前に会費の未納がない場合に限り、次期の会費の請求は行わないものとする。

(入会金及び会費の使途)

第9条 第7条の入会金及び第8条の会費の毎事業年度における合計額について、定款第4条に規定する各事業及び法人の管理運営費に充てるものとする。

- 2 前項の各事業及び法人の管理運営費に充てる割合は、理事長が理事会に諮って決定するものとする。

(会員の地位の発生)

第10条 会員の地位は、第6条第1項に規定する理事長の承諾を得た日の属する月の翌月の1日に発生する。

(会員の地位の消滅)

第11条 会員が次の各号に掲げる事由の一に該当したときに会員の地位は消滅するものとする。

- (1) 第3条に規定する資格に該当しなくなったとき
- (2) 正当な理由なく会費を3箇月以上滞納したとき
- (3) その他会員が任意で退会したとき

(会員の地位の消滅に伴う手続)

第12条 法人及び事業主又は個人会員は、会員が前条第1号の規定に該当したときは、退会届(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、会員が前条第1号の規定に該当し、会員の地位が消滅したと認める時は、前項の退会届(様式第7号)の提出がされなくても当該会員の地位が消滅したことを会員地位消滅(1号該当)通知書(様式第8号)により通知することができる。

- 3 理事長は、前条第2号の規定に該当し、会員の地位が消滅したと認めるときは、会員地位消滅(会費滞納)通知書(様式第9号)により通知するものとする。

- 4 法人及び事業主又は個人会員は、会員が前条第3号の規定に該当し、退会するときは、退会届(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

- 5 法人及び事業主又は個人会員は、第1項及び前項の手続を実施する時は、当該届に該当する者の会員証を添えて、提出しなければならない。

- 6 法人及び事業主又は個人会員は、第2項及び第3項の通知書を受領した時は、速やかに該当する者の会員証を返還しなければならない。

(会員の地位の消滅日)

第13条 第11条第1号に該当する場合は、次の各号に定める日に消滅する。

- (1) 会員が前条第1項に規定する退会届（様式第7号）を提出した場合
- ア 当該届がセンターに到達した日が、当該事由の発生した日の属する月の翌月末日までの場合
当該事由が発生した日の属する月の末日
 - イ 当該届がセンターに到達した日が、当該事由の発生した日の属する月の翌々月以降の場合
当該届がセンターに到達した日の属する月の前月の末日
- (2) 前条第2項に規定する通知書により、会員の地位を消滅した者は、当該通知書が到達した日の属する月の末日とする。
- 2 第11条第2号の規定に基づき会員の地位を消滅する日は、会費の納入があった最後の月の末日とする。
- 3 会員が第11条第3号に該当し、退会届を提出した場合は、当該退会届がセンターに到達した日の属する月の末日とする。

（会費の返還）

第14条 会員が会費を前納している場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める分に限り、会費を返還するものとする。

- (1) 会員が第11条第1号に該当し、退会届（様式第7号）を提出した場合
- ア 当該届がセンターに到達した日が、当該事由の発生した日の属する月の翌月末日までの場合
当該事由が発生した日の属する月の翌月以降の分
 - イ 当該届がセンターに到達した日が、当該事由の発生した日の属する月の翌々月以降の場合
当該届がセンターに到達した日の属する月以降の分
- (2) 会員が第11条第3号に該当し、退会届を提出した場合
- ア 当該退会届がセンターに到達した日と当該退会届に記載の日のうち、いずれか遅い日の属する月の翌月以降の分

（会員の地位の取消し）

第15条 理事長は、会員に次に掲げる事実が認められたときは、事業の利用を停止し、会員の地位を取消することができる。

- (1) センターの事業の執行を妨げる行為をしたとき。
 - (2) センターの事業その他について、虚偽又は不正の申請をしたとき。
 - (3) センターの定款及び規程等に違反し、又はセンターの信用を失わせる行為をしたとき。
 - (4) 静岡市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に規定する暴力団関係者であることが判明したとき。
- 2 理事長は、前項の規定により会員地位を取消すときは、取消す前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長は、会員の地位の取消しを決定した時は、取消された者に対し、会員の地位取消

通知書（様式第 10 号）により会員の地位の取消しを通知するものとする。

（権利の喪失及び業務の履行）

第 16 条 第 11 条の規定により会員の地位を消滅し、又は前条の規定により会員の地位を取消された者は、センターに対する一切の権利を喪失するとともに、センターに対して負担すべき一切の義務を履行しなければならない。ただし、共済金給付事業については、別に定める共済金給付要綱によるものとする。

（会員の地位の継続）

第 17 条 理事長は、1 号会員が系列中小企業への移籍により地位を消滅した場合で、当該系列中小企業がセンターの 1 号会員として入会しているときは、事業主の申出により会員の地位を継続することができる。

（変更届）

第 18 条 法人及び個人事業主又は個人会員は、次に掲げる事項に変更を生じたときは速やかに変更届（様式第 11 号）を理事長に提出しなければならない。

（1）事業所の名称、所在地、代表者、電話番号、その他事業所登録カード及び個人加入登録カードに記載した事項

（2）会員の住所、氏名又は家族構成

（報告の徴収）

第 19 条 理事長は、会員の地位等について必要があると認めるときは、会員から報告を求めることができる。

（改廃）

第 20 条 この規則の変更は、理事会の決議を経なければならない。

（委任）

第 21 条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに、財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター会員資格要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に静岡市勤労者福祉サービスセンター会員資格要綱の様式により作成されている文書は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この規則は、平成 24 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 3 月 24 日から施行する。